

第7回西区協議会 事前配付資料

◎議事

(1)報告事項

第4号 行政区再編の協議の経緯について

… 資料② - 1

(2)協議事項

第10号 第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）のパブリック・コメント実施について

… 資料② - 2

第11号 はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について

… 資料② - 3

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	行政区再編の協議の経緯について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○行政区再編については、住民投票以降、市議会特別委員会において協議してきた。</p> <p>○今般、市議会において、区再編は必要との結論に至った。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>住民投票以降の協議の経緯等について報告するもの</p> <p>① 住民投票以降の市議会特別委員会における協議の主な経緯</p> <p>② 市議会にて区再編は必要と決定</p> <p>③ 今後、市議会特別委員会にて具体的区再編案について議論</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	企画課	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2241

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

行政区再編の協議の経緯について

行政区再編については、住民投票以降、市議会特別委員会において協議してまいりましたが、今般、市議会において区再編は必要との結論に至ったことから、主な経緯等について説明するものです。

◆説明のポイント

- ① 住民投票以降の市議会特別委員会における協議の主な経緯
- ② 市議会で区再編は必要と決定
- ③ 今後、市議会特別委員会にて具体的区再編案について議論

<住民投票以降の行政区再編に係る協議の主な経緯>

- ・平成 31 年 4 月 7 日
浜松市区の再編に関する住民投票を実施
設問 1：3 区案（天竜区・浜北区・その他の 5 区）での区の再編を令和 3 年 1 月 1 日
までに行うことについて
設問 2：区の再編を令和 3 年 1 月 1 日までに行うことについて
- ・令和元年 5 月 22 日
市議会が行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）を設置
調査事項：区制度の検討について
- ・令和元年 8 月 1 日
特別委員会において、住民投票結果を協議
「令和 3 年 1 月 1 日までに 3 区案で再編を行うことについては、反対が多数」
「令和 3 年 1 月 1 日までに再編を行うことへの賛否は拮抗」
- ・令和元年 12 月 18 日
特別委員会へ新たな再編案（北遠と西遠の 2 区案）を提案
北遠（天竜区）
西遠（中・東・西・南・北・浜北区）

住民投票の結果(平成 31 年 4 月 8 日浜松市選挙管理委員会告示第 12 号)

①投票結果

(開票区の合計)

	投票資格者の総数 (人)			投票した者の総数 (人)			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
市	319,718	328,083	647,801	177,279	182,981	360,260	55.61%

(開票区の内訳)

開票区	投票資格者の総数 (人)			投票した者の総数 (人)			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
中区	93,933	96,807	190,740	50,297	53,113	103,410	54.22%
東区	51,852	52,653	104,505	27,972	29,070	57,042	54.58%
西区	43,925	45,318	89,243	27,268	28,188	55,456	62.14%
南区	41,280	41,315	82,595	23,121	23,259	46,380	56.15%
北区	37,531	39,003	76,534	21,795	22,404	44,199	57.75%
浜北区	38,919	39,865	78,784	19,665	19,485	39,150	49.69%
天竜区	12,278	13,122	25,400	7,161	7,462	14,623	57.57%

②開票結果

(開票区の合計)

	有効投票 (票)					無効投票 (票)		
	設問 1					計	計	白紙投票
	賛成	反対		計	計			
		賛成	反対					
市	132,249	190,351	31,722	158,629	322,600	37,656	5,602	

(開票区の内訳)

開票区	有効投票 (票)					無効投票 (票)		
	設問 1					計	計	白紙投票
	賛成	反対		計	計			
		賛成	反対					
中区	42,038	49,597	9,456	40,141	91,635	11,775	1,816	
東区	20,295	30,886	5,248	25,638	51,181	5,860	814	
西区	20,475	28,696	5,082	23,614	49,171	6,287	896	
南区	19,069	22,544	4,125	18,419	41,613	4,766	660	
北区	12,449	28,191	3,397	24,794	40,640	3,556	488	
浜北区	13,226	22,131	3,582	18,549	35,357	3,793	482	
天竜区	4,697	8,306	832	7,474	13,003	1,619	446	

住民投票結果の分析(有効投票数・構成比)

※四捨五入処理のため、個々の構成比の合計値が100%とならない場合がある。

			全市		中区		東区		西区		南区		北区		浜北区		天竜区		
			投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	投票数	構成比	
設問1	賛成	パターン①	132,249	41.0%	42,038	45.9%	20,295	39.7%	20,475	41.6%	19,069	45.8%	12,449	30.6%	13,226	37.4%	4,697	36.1%	
		パターン②+③	190,351	59.0%	49,597	54.1%	30,886	60.3%	28,696	58.4%	22,544	54.2%	28,191	69.4%	22,131	62.6%	8,306	63.9%	
	反対	設問2	賛成	31,722	9.8%	9,456	10.3%	5,248	10.3%	5,082	10.3%	4,125	9.9%	3,397	8.4%	3,582	10.1%	832	6.4%
			反対	158,629	49.2%	40,141	43.8%	25,638	50.1%	23,614	48.0%	18,419	44.3%	24,794	61.0%	18,549	52.5%	7,474	57.5%
合計(有効投票数) (①+②+③)			322,600	100.0%	91,635	100.0%	51,181	100.0%	49,171	100.0%	41,613	100.0%	40,640	100.0%	35,357	100.0%	13,003	100.0%	

投票用紙(イメージ)

反対	賛成	○をつける欄	※設問1で「反対」の場合のみ記入 【設問2】区の再編を平成33年1月1日までに 行うことについて	○をつける欄	平成31年4月7日執行 浜松市区の再編に関する住民投票 ○注意 ・あなたが良いと思う選択肢の上の ○をつける欄に○をつけてください。 ・のほかは、何も書かないでください。 【設問1】3区案(天竜区・浜北区)その他の5区 での区の再編を平成33年1月1日まで に行うことについて	印

- パターン①: 3区案で平成33年1月1日までに区の再編を行うことに賛成
- パターン②: 3区案以外で平成33年1月1日までに区の再編を行うことに賛成
- パターン③: その他
(平成33年1月1日までに区の再編を行うことに反対、区の再編に反対など)

住民投票結果の分析

設問1

3区案(天竜区、浜北区、その他の5区)での区の再編を平成33年1月1日までにを行うことについて

【結果】

- ・賛成 (132,249票) : 41.0%
- ・反対 (190,351票) : 59.0%



平成33年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が多数

設問2

設問1で「反対」と答えた人に対し、区の再編を平成33年1月1日までにを行うことについて

【結果】

- ◇設問1で「反対」と答えた人 (190,351票) のうち、
 - ・賛成 (31,722票) : 16.7%
 - ・反対 (158,629票) : 83.3%

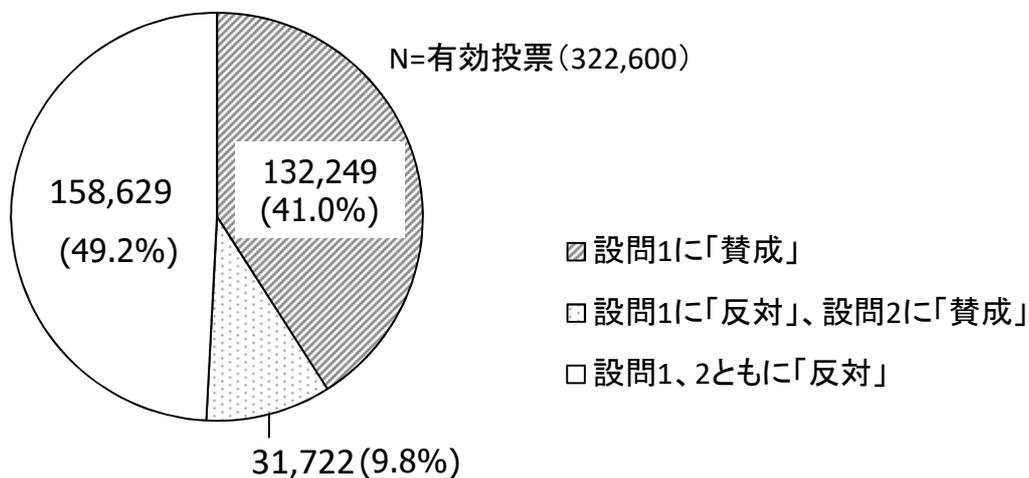
設問1・2を通じての分析

- ◇有効投票 (322,600票) のうち、
 - ・設問1に「賛成」 (132,249票) : 41.0%
 - ・設問1に「反対」、設問2に「賛成」 (31,722票) : 9.8%
 - ・設問1、2ともに「反対」 (158,629票) : 49.2%
- ◇設問1、2ともに再編の時期を問うものであることから、
 - ・平成33年1月1日までに区の再編を行うことへ賛成 (132,249票+31,722票) : 50.8%
 - ・その他 (平成33年1月1日までに区の再編を行うことに反対、区の再編に反対など) (158,629票) : 49.2%



平成33年1月1日までに再編を行うことへの賛否は拮抗

<有効投票の投票数・構成比>



令和 2 年 2 月 14 日

行政区再編協議の行程

【行程 1】 合併から現在までを確認

- ・ 合併から政令指定都市（地域自治組織、組織内分権、一市多制度）移行、そして現組織への変遷と議会での議論を確認

◇行程 1 で導く結論 ⇒ 検証の総括までを共有

【行程 2】 区のあり方について協議

2-1 区の定義（区とは）

- ・ 区の意義：地方自治法が求める地方の姿と区の役割について
- ・ 地方分権や地方制度調査会答申などからの都市内分権・住民自治と区について

2-2 区のあるべき（理想の）姿

- ・ 本市における都市内分権とそのあり方
- ・ 本市における住民自治のあり方
- ・ 区、区長の権限、本庁の権限について
など

2-3 市の各種計画（将来ビジョン）と区の間わりの確認

- ・ 総合計画、都市計画、交通政策、立地適正化、産業政策などのゾーニング（全市⇔エリア）等との方向性について
など

※地域の特性とは、浜松の特性とは

2-4 最適な行政組織とは

- ・ 本庁、区役所、出先機関の機能・役割分担
社会構造の変化（社会保障やインフラ等）と今後の税収予測・行政需要予測
などから

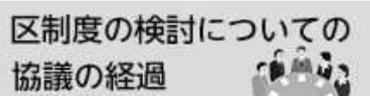
◇行程 2 で導く結論 ⇒ 『区の意義、あり方』『浜松市の未来』

今期における行財政改革・大都市制度調査特別委員会での協議の経過

令和元年5月定例会で、区制度の検討を調査項目とする行財政改革・大都市制度調査特別委員会を設置し、区の再編に関して22回にわたり協議した。

特別委員会での協議内容の詳細は、会議録をご覧ください。

市議会HP▶



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>

①令和元年5月30日

- ・当局から、区制度の検討についての協議の経過、住民投票の結果について説明を受けた。

②令和元年7月1日

- ・当局から、住民投票結果の分析について説明があり、引き続き協議することとした。

③令和元年8月1日

- ・住民投票結果の分析について協議し、当局の分析結果を聞きおいた。

④令和元年8月16日

- ・区制度の検討に当たり、当局に要求する資料について協議した。

⑤令和元年9月26日

- ・委員から要求した資料について、当局から説明を受けた。
- ・当局から、政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題について、資料が提出された。

⑥令和元年11月19日

- ・委員から要求した資料について、当局から説明を受けた。

⑦令和元年12月18日

- ・委員から要求した資料について、当局から説明を受けた。
- ・当局から、新たな再編案が提示された。

⑧令和2年1月23日

- ・当局から提出された新たな再編案について協議した。
- ・自由民主党浜松から、区の再編の有無を決定するための協議項目を次回の委員会で示す意向が表明された。

⑨令和2年2月14日

- ・自由民主党浜松から、4行程にわたる行政区再編協議の行程（案）が示され、これを了承した。
- ・行程1「合併から現在までを確認」については、平成28年6月作成の「合併・政令市の検証」に基づき当局から説明があり、検証の総括までを確認し、行程1についての協議を終了した。

⑩令和2年3月16日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-1区の定義について、自由民主党浜松から資料の提出及び説明があり、委員会として共有し、行程2-1についての協議を終了した。

⑪令和2年4月10日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-2区のあるべき（理想の）姿について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。

⑫令和2年4月24日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-2区のあるべき（理想の）姿について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。
- ・自由民主党浜松から、区のあるべき（理想の）姿について、本市における都市内分権や住民自治のあるべき姿、区・区長、本庁の権限などに対する会派の考えや検討する上での視点が示され、委員会として共有し、行程2-2についての協議を終了した。

⑬令和2年5月11日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-3市の各種計画（将来ビジョン）と区の間接関係の確認について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。

⑭令和2年5月22日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-3市の各種計画（将来ビジョン）と区の間接関係の確認について、前回に引き続き協議し、委員会として現計画と区の間接関係の現状を確認し、行程2-3についての協議を終了した。

⑮令和2年6月18日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-4最適な行政組織について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。

⑯令和2年6月30日

- ・行政区再編協議【行程2】区のあるべき2-4最適な行政組織について、前回に引き続き協議し、次回以降の委員会で行程3の協議に入るに当たり、最適な行政組織の前提や目指す姿を委員会として確認し、行程2-4についての協議を終了した。

⑰令和2年7月10日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-1区の現状について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。
- ・区制施行によりよくなったことや区の現状課題の整理について、各委員から意見が述べられた。

⑱令和2年7月27日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-1区の現状について、前回に引き続き協議し、区制施行によりよくなったこと及び区の現状課題の整理についての各会派の検討結果を委員会として確認し、行程3-1についての協議を終了した。
- ・行程3-2区再編のメリット・デメリットの協議の進め方や資料請求の在り方などについて協議した。

⑲令和2年8月13日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-2区再編のメリット・デメリットについて、委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議した。

⑳令和2年8月28日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-2区再編のメリット・デメリットについて、前回に引き続き協議した。

㉑令和2年9月11日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-2区再編のメリット・デメリットについて、前回に引き続き協議した。

㉒令和2年9月23日

- ・行政区再編協議【行程3】区再編の3-2区再編のメリット・デメリットについて、前回に引き続き協議した。
- ・各委員から、区再編が必要か不必要か、併せてその理由について意見が述べられ、再編が必要との意見が多かったことから、特別委員会として区の再編が必要であると結論づけた。
- ・再編の有無の決定については、全議員が関わるべきとの意見が多かったことから、その方法等について議会運営委員会に協議を依頼することとした。

令和2年9月28日 全員協議会

- ・行政区再編の必要・不必要の決定について、全議員の意思を確認するため、投票（無記名）が行われ、有効投票42票のうち、必要38票、不必要4票だったため、本市議会において、行政区の再編は必要と結論づけた。
- ・この結論を受け、行財政改革・大都市制度調査特別委員会として、行程4の協議に入ることにした。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○目的 本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するもの。</p> <p>○経緯 平成30年3月に策定した第5期浜松市障がい福祉実施計画第1期浜松市障がい児福祉実施計画の期間満了に伴い、「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」を策定する。</p> <p>○計画の位置付け 第3次浜松市障がい者計画における分野別施策の「2生活支援」に関する部分の実施計画。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）の構成（案）※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 計画の概要 ・第2章 令和5年度の成果目標 ・第3章 福祉サービスの見込量 <p>○計画の期間 令和3年度から令和5年度（3年間）</p> <p>○計画施行時期 令和3年4月</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：令和2年11月24日（火）～12月25日（金） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：令和3年2月 				
担当課	障害保健福祉課	担当者	柴田 多美子	電話	457-2863

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第6期浜松市障がい福祉実施計画（案） 第2期浜松市障がい児福祉実施計画（案）の概要

1 計画の目的

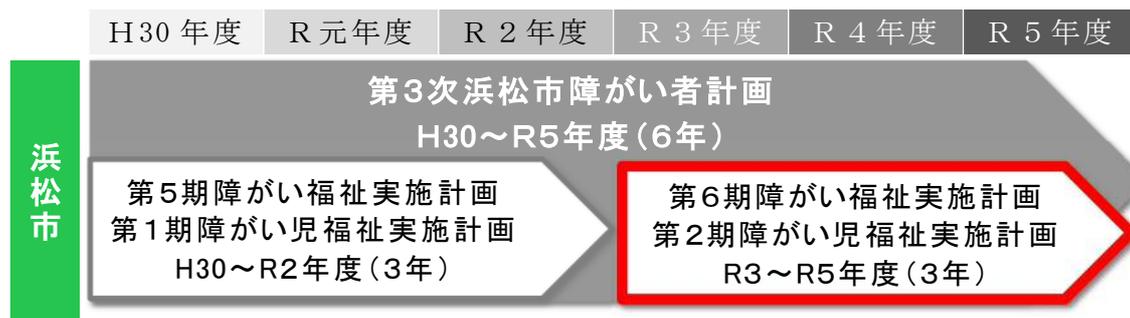
本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる令和5（2023）年度末の数値目標を設定するとともに、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第3次浜松市障がい者計画」⑥分野別施策のきめ細かな取組みの「2生活支援」に関する部分の実施計画に位置付けます。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間



4 計画の基本理念

本計画は、第3次浜松市障がい者計画と同一の理念とします。

『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を
持って安心して暮らすことができるまち』

5 計画の評価体制

障害者基本法に基づき浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

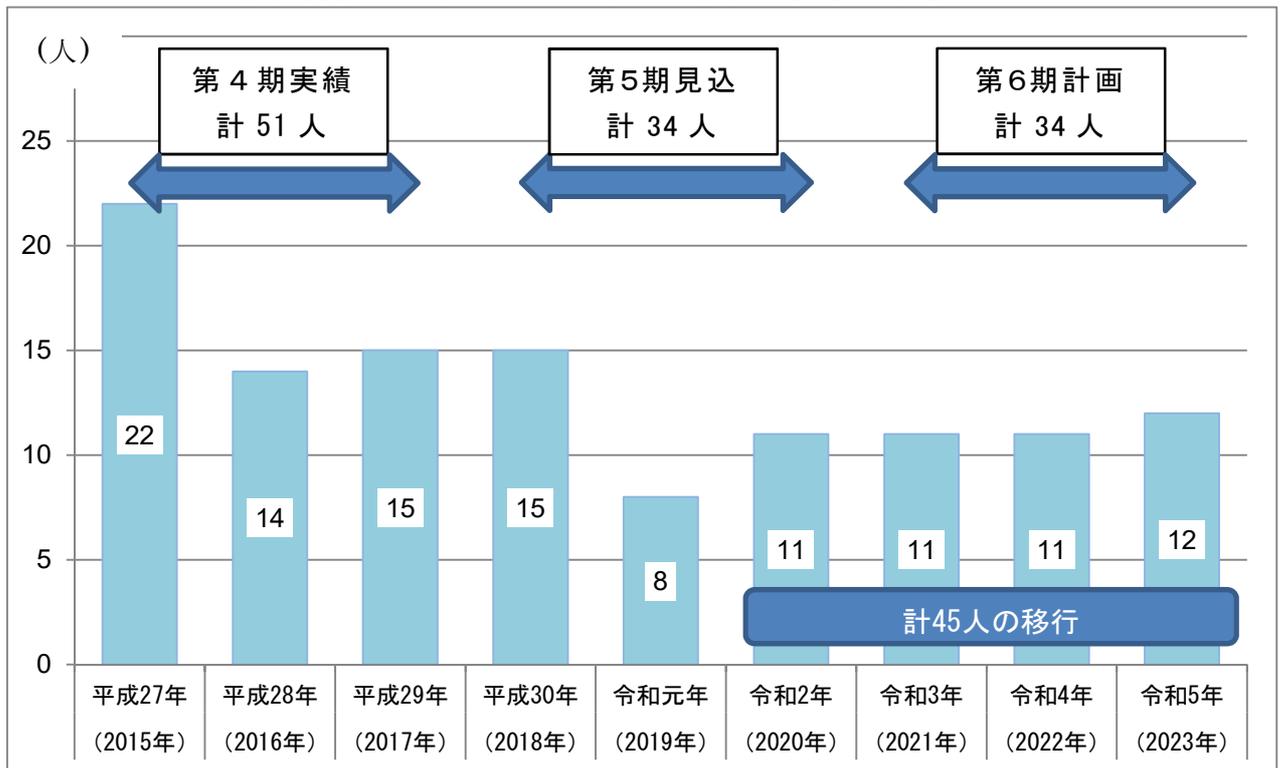
また、PDCAサイクルの考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

6 令和5（2023）年度の成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年に、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は目標値です。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場において課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- 退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標が達成できるよう必要な取り組みを進めます。

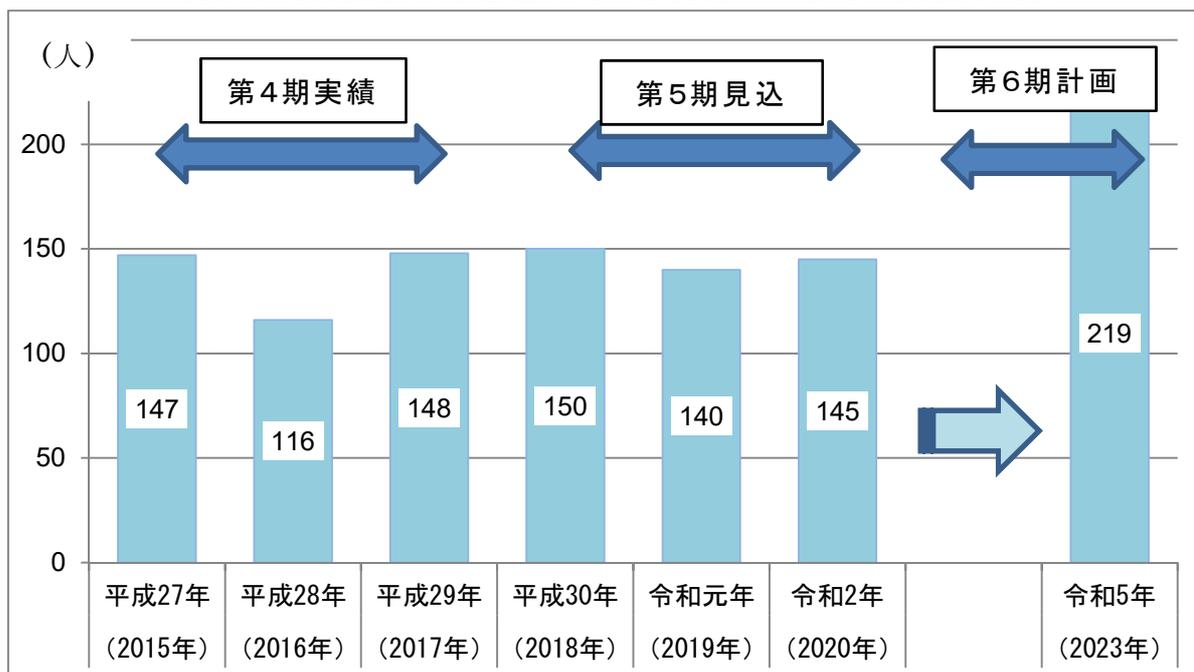
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等を継続確保するとともに、事業内容について、浜松市障がい者自立支援協議会で検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを継続設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

7 障害福祉サービスの見込量

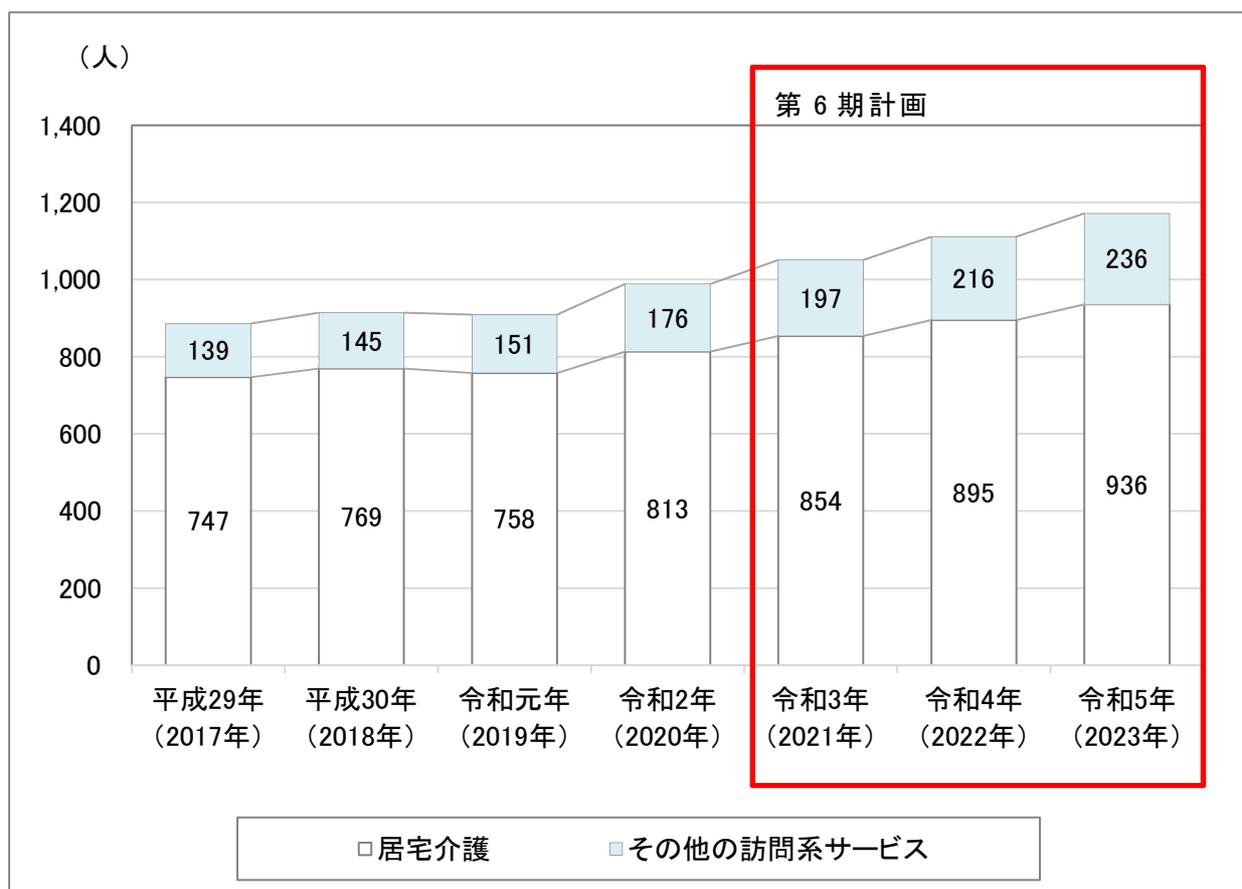
〈見込量の考え方〉

過年度のサービス利用実績を踏まえ、3年間のサービス利用量を見込みます。

(1) 訪問系サービスの実績と見込量

- ・訪問系サービスは、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助等、自宅での生活全般にわたるサービスです。
- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な見込量を確保するとともに、介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込みます。

訪問系サービス実績と第6期計画の見込量

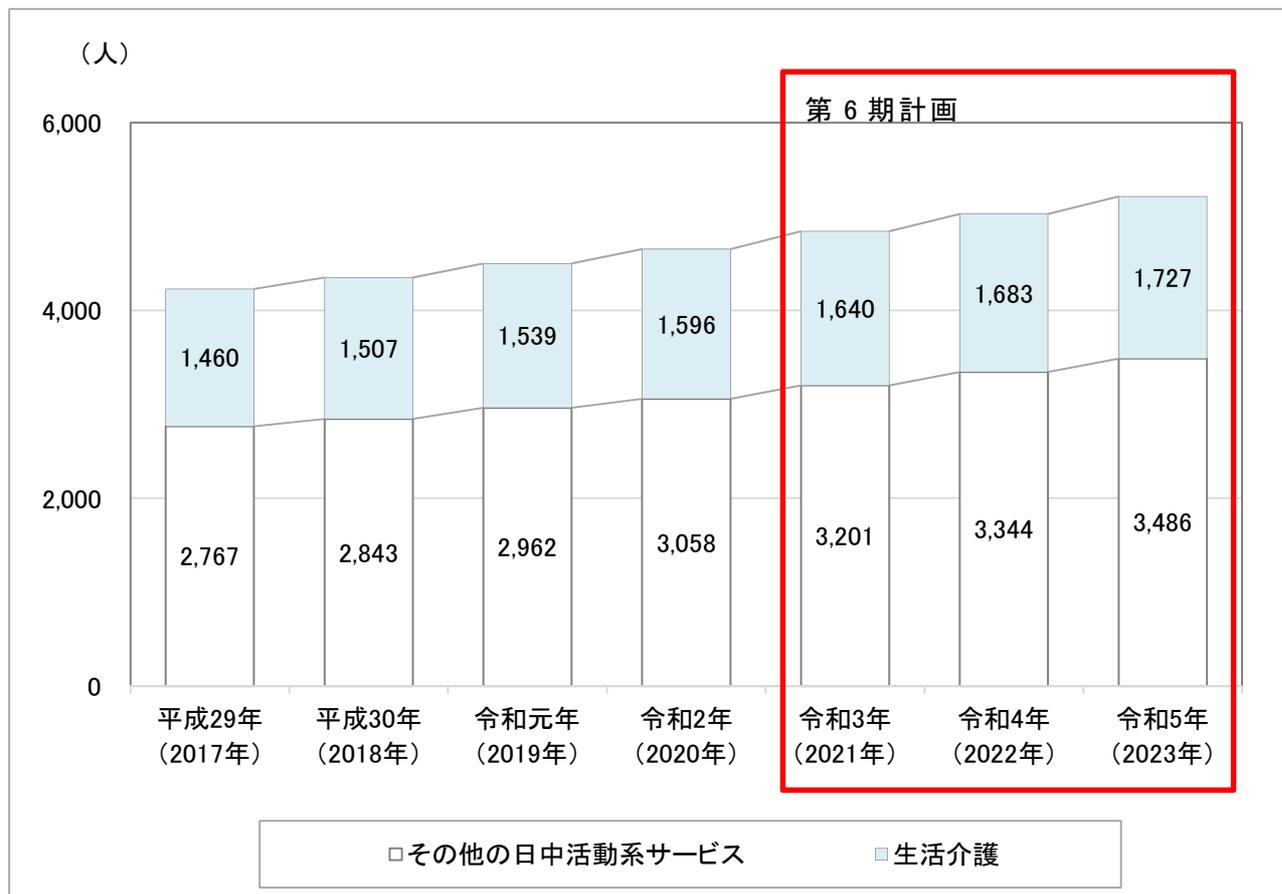


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(2) 日中活動系サービスの実績と見込量

- ・日中活動系サービスは、昼間の活動場所となるとともに自立した生活を送るための訓練や支援の場です。
- ・福祉就労の場や介護支援等を必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう日中活動の場を確保します。
- ・アンケート調査等により需要が高いサービスの利用確保に努めるとともに、既存事業所の定員増を含めたサービス提供体制の見直し等により、見込量を確保していきます。

日中活動系サービス実績と第6期計画の見込量

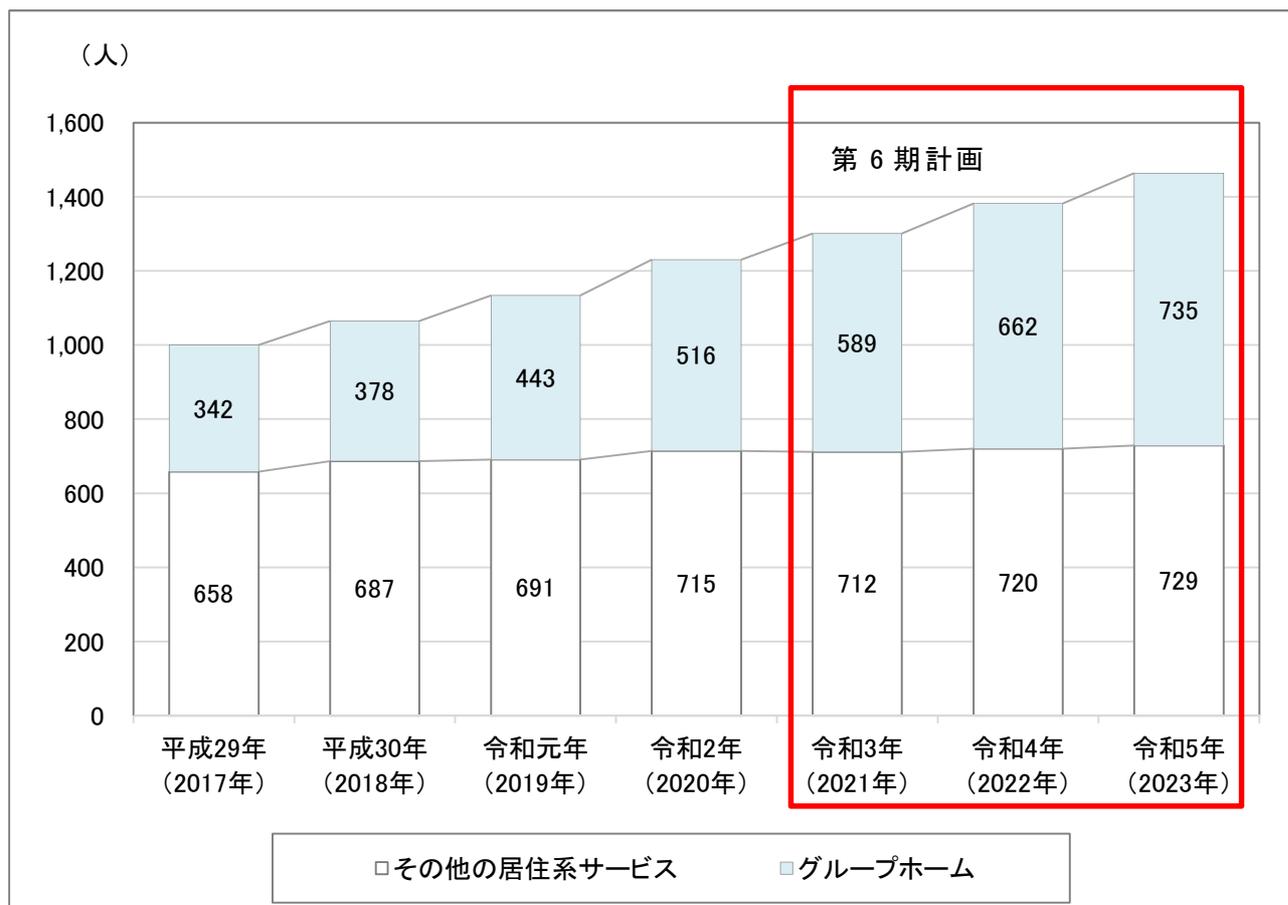


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(3) 居住系サービスの実績と見込量

- ・居住系サービスは、居住の場の一つとなるものです。入所施設からの地域生活へ移行する人や介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込み、その受け皿として、民間参入によりグループホームの計画的な施設整備（毎年 25 名）を促進し、見込量を確保していく。

居住系サービス実績と第 6 期計画の見込量



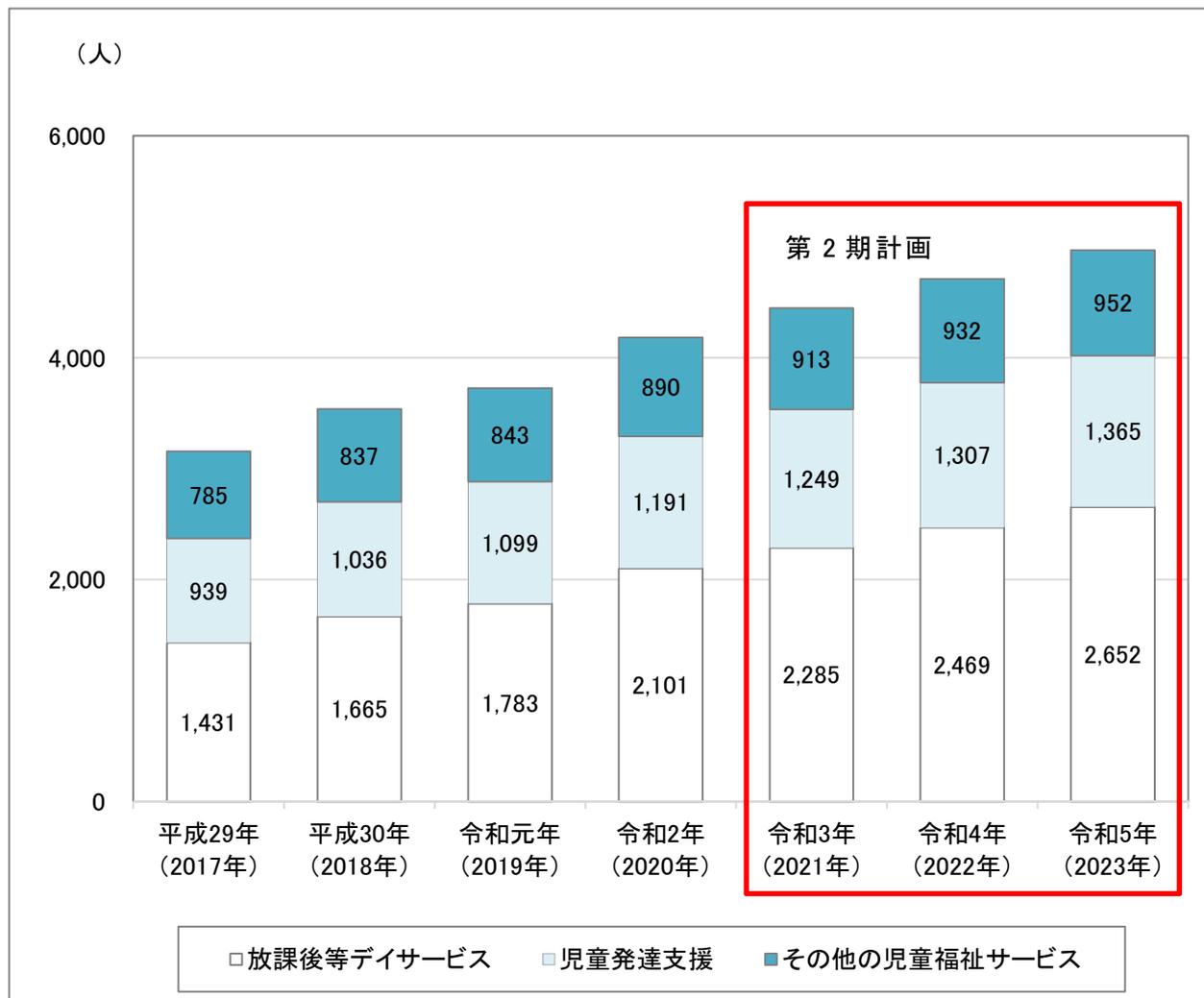
※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和 2 (2020) 年度は見込値、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度は目標値です。

7 児童福祉法に規定するサービスの見込量

(1) 児童福祉法に規定するサービスの実績と見込量

- ・発達に課題のある子どもへのサービスは、就学前及び就学中の発達に課題のある子どもへ療育を行うサービスであり、児童発達支援事業等による障がいの早期発見、早期療育を支援するとともに、保護者の就労増加に伴ってニーズが高まっている放課後等デイサービス事業等の利用者増を見込みます。

児童福祉法に規定するサービス実績と第2期計画の見込量



※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

7 地域生活支援事業の見込量

事業名			内容	令和2 (2020)	令和5 (2023)
				見込値	計画値
理解促進研修・啓発			障がいのある人や障がい特性等について地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を行います。	実施	実施
自発的活動支援			障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自主的な取り組みに対して支援します。	実施	実施
相談支援	相談支援(委託)	設置数	障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。	5 か所	5 か所
	基幹相談支援センター	設置数	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置します。	1 か所	1 か所
成年後見制度 利用支援	市長申立	利用件数	成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。	11 件	17 件
	報酬助成	利用件数		75 件	105 件
成年後見制度法人後見支援			成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	実施	実施
意思疎通支援	手話通訳者派遣	派遣件数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	1,300 件	1,300 件
	要約筆記者派遣	派遣件数		80 件	80 件
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	給付件数	障がいのある人が自立した日常生活を送ることができるよう日常生活用具を給付します。	61 件	76 件
	自立生活支援用具	給付件数		90 件	101 件
	在宅療養等支援用具	給付件数		124 件	145 件
	情報・意思疎通支援用具	給付件数		747 件	962 件
	排泄管理支援用具	給付件数		16,317 件	17,203 件
	居宅生活動作支援用具	給付件数		16 件	19 件

事業名			内容	令和 2 (2020)	令和 5 (2023)
				見込値	計画値
研修 奉仕員養成	手話奉仕員養成講座	修了者数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。	-	60 人
	要約筆記者養成講座	修了者数		10 人	10 人
移動支援		利用者数	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促すための支援を行います。	372 人	460 人
地域活動支援センター		設置数	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、創作活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。	6 か所	7 か所
専門性の高い相談支援	発達障害者支援センター	設置数	専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにします。	1 か所	1 か所
	障害児療育支援	設置数	在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図ります。	1 か所	1 か所
支援者の高い意思疎通 養成研修	手話・要約	修了者数	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳者・失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚・言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。	22 人	29 人
	盲ろう	修了者数		2 人	12 人
	失語者	修了者数		-	7 人
専門性の高い意思疎通支援者の派遣	手話・要約	利用件数	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう努めます。	10 件	20 件
	盲ろう	利用件数		2,248 件	2,300 件
発達障害者支援地域協議会による体制整備		開催数	発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	2 回	2 回
日中一時支援		利用者数	障がいのある人の日中活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	598 人	579 人
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション	実施回数	各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。	-	1 回
	芸術・文化	実施回数		3 回	3 回
	点字・声の広報	利用者数		138 人	140 人

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項																		
件 名	はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について																		
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○目的 このプランは、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度にスタートした介護保険制度を円滑に実施するため、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定するものである。</p> <p>○経緯 ・浜松市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定を根拠とし、浜松市介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項を根拠法令としている。 ・介護保険事業計画は、介護保険法に3年を1期とすることが規定されており、平成15年度の第2期より、第3次高齢者保健福祉計画と合わせて策定している。 ・国及び県方針、令和元年度中に実施した実態調査結果を反映し、案を策定した。</p> <p>○現状・課題 ・高齢者人口及び高齢化率の増加 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢者</td> <td>R2:22万人</td> <td>→</td> <td>R22推計:24万人</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>R2:27.7%</td> <td>→</td> <td>R22推計:32.6%</td> </tr> </table> ・要介護認定者及び要介護認定率の増加 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>認定者数</td> <td>R2:4.0万人</td> <td>→</td> <td>R22推計:4.9万人</td> </tr> <tr> <td>要介護認定率</td> <td>R2:17.5%</td> <td>→</td> <td>R22推計:20.1%</td> </tr> </table> </p>			高齢者	R2:22万人	→	R22推計:24万人	高齢化率	R2:27.7%	→	R22推計:32.6%	認定者数	R2:4.0万人	→	R22推計:4.9万人	要介護認定率	R2:17.5%	→	R22推計:20.1%
高齢者	R2:22万人	→	R22推計:24万人																
高齢化率	R2:27.7%	→	R22推計:32.6%																
認定者数	R2:4.0万人	→	R22推計:4.9万人																
要介護認定率	R2:17.5%	→	R22推計:20.1%																
対象の区協議会	全区協議会																		
内 容	<p>はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○プランの構成（案） ※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 プラン策定にあたって ・第2章 前プラン(H30-R2)の成果と取組状況 ・第3章 プラン策定の視点 ・第4章 基本理念と施策体系 ・第5章 6つの重点施策 ・第6章 施策の現状と今後の方向性 ・第7章 サービス見込量 ・第8章 介護保険事業費の算定 ・第9章 参考（策定経過等） 																		
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：令和2年11月19日（木）～12月18日（金） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：令和3年2月 																		
担当課	高齢者福祉課 介護保険課	担当者	高橋智美 — 電話 457-2790																

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度▶令和5年度(2021年度▶2023年度)

はままつ友愛の高齢者プラン

[第9次浜松市高齢者保健福祉計画・第8期浜松市介護保険事業計画]

地域で共に支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松

～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

【概要版】

(案)

令和3(2021)年●月

浜 松 市

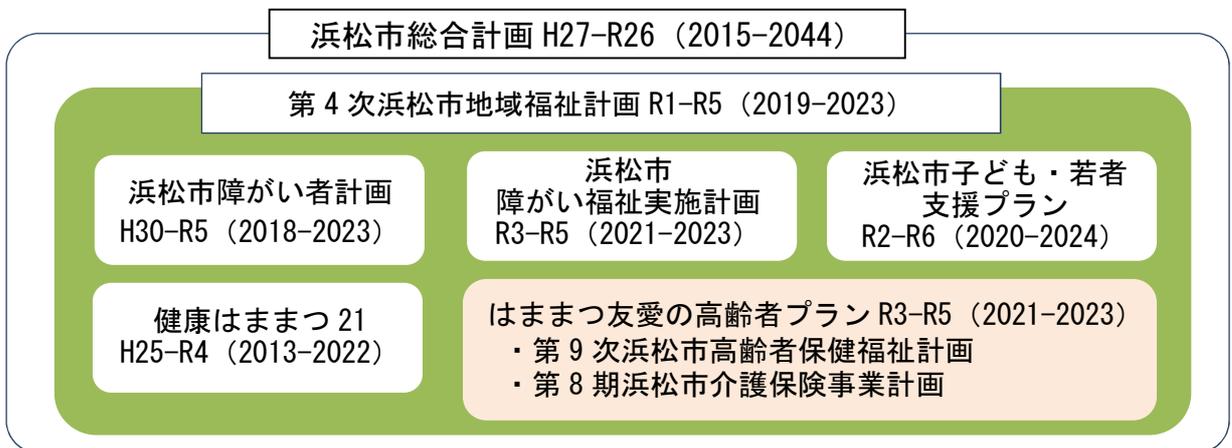
プラン策定にあたって

1 プランの趣旨

「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画です。老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条第1項）を根拠として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、本市の基本指針である浜松市総合計画及び浜松市地域福祉計画を上位計画とし、保健・介護・福祉分野に関する計画のひとつとして位置づけ、各計画と連携して推進します。



3 プランの期間 R3-R5 (2021-2023)

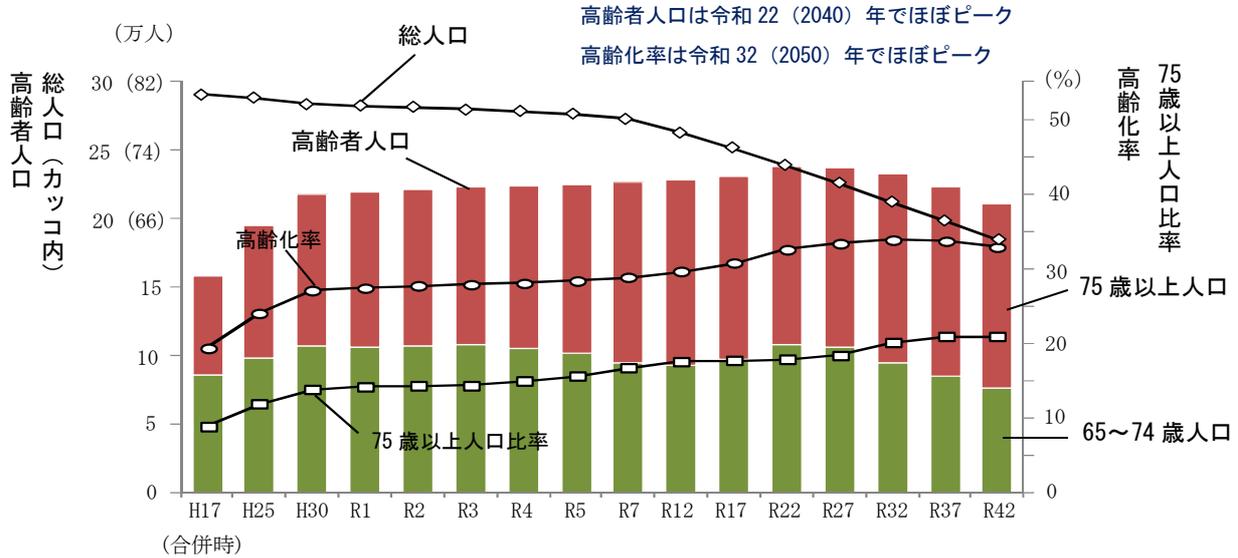
このプランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。計画の目標数値や各事業の事業量などについて、実績数値を基に達成度を年度ごとに管理します。なお、計画期間中における制度改正や社会経済情勢の変化には柔軟に対応するものとします。

H12 (2000)	...	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	...	R7 (2025)	...	R22 (2040)
					第9次 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画						
		第8次 高齢者保健福祉計画 第7期 介護保険事業計画			団塊の世代が75歳以上となる2025年及び 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画						
		介護保険 事業開始									

4 高齢者を取り巻く状況

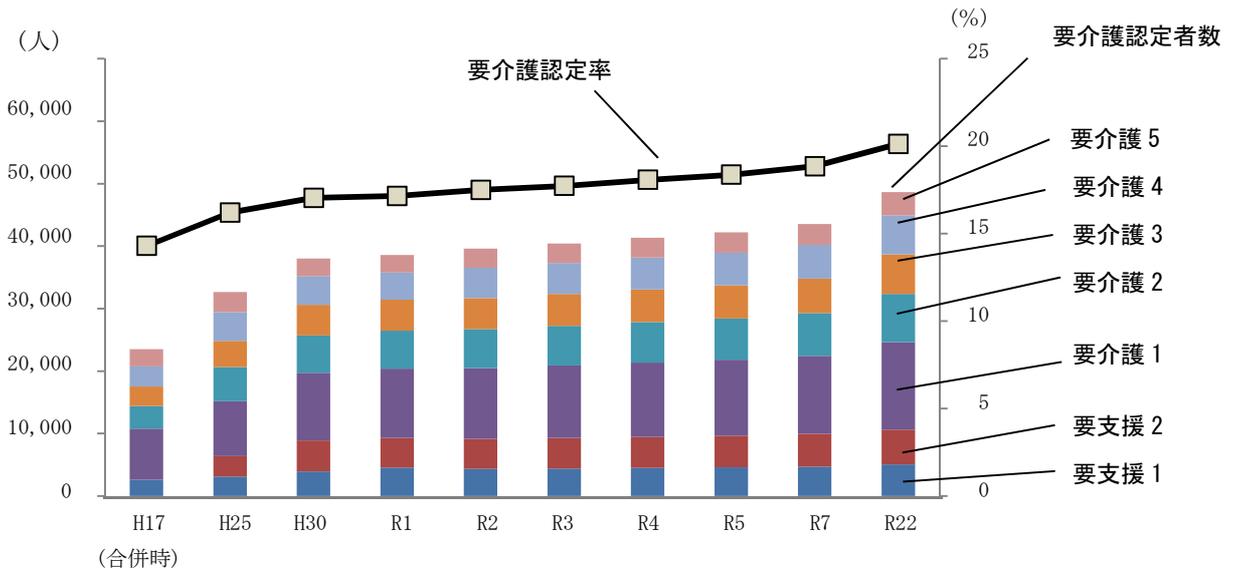
※R2年以降の数値はR2年10月1日時点の人口等をもとに再推計するため、数値が変わります。

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計



高齢者人口は、令和 7 (2025) 年に 226,393 人、令和 22 (2040) 年にはほぼピークに達し 238,225 人と見込まれます。その後は、減少に転じますが、高齢化率は令和 32 (2050) 年にピークに達し 33.9%になると推計しています。

(2) 要介護認定者数と要介護認定率の推移と推計



要支援・要介護認定者数は、介護保険制度の定着や高齢者人口の増加に伴い、要介護 1 までの軽度の人を中心に年々増加傾向にあります。

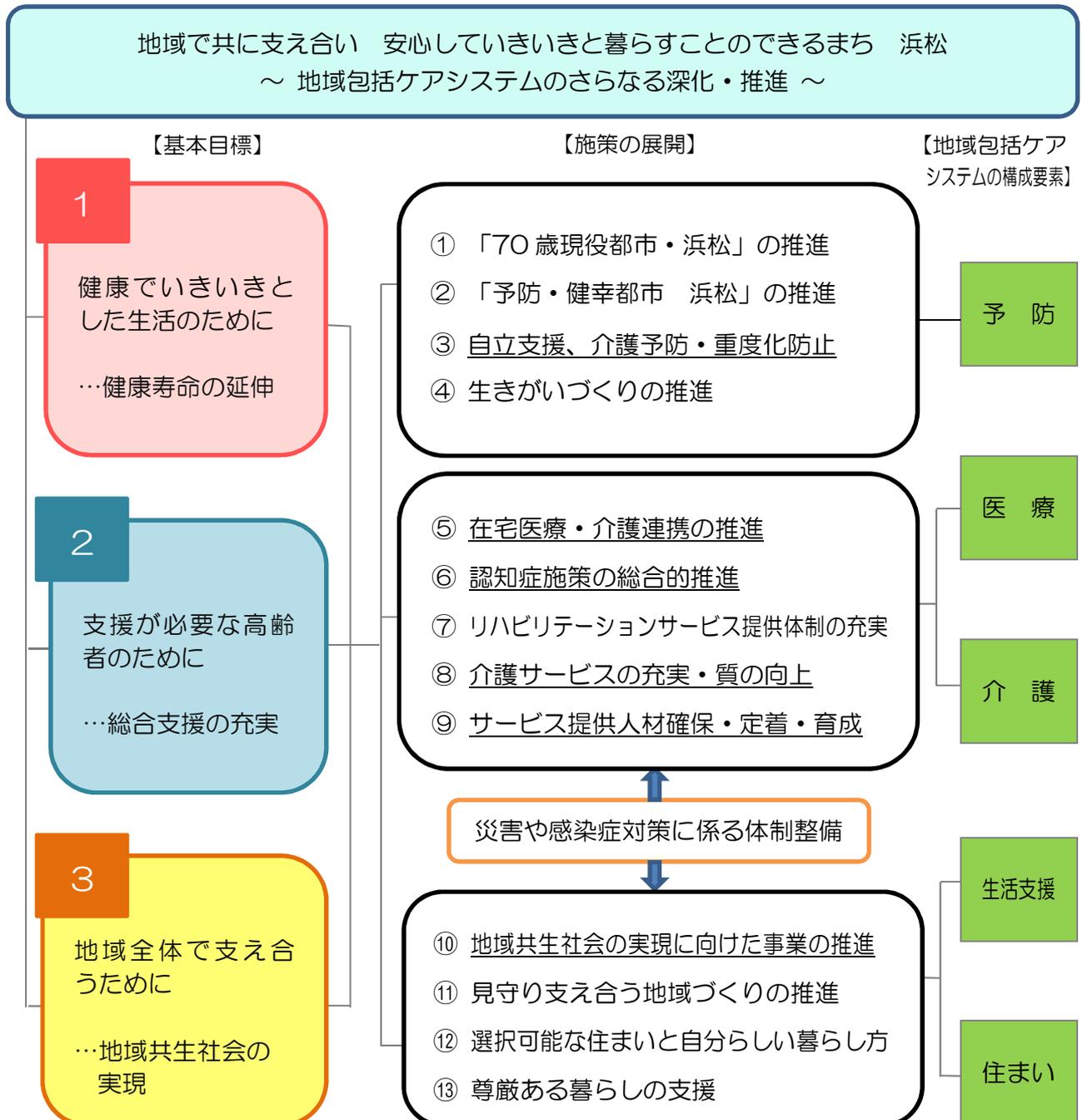
基本理念と施策体系

1 基本理念と基本目標

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据えて、高齢者を含めたあらゆる人々が役割を持って、いきいきと活躍し支え合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策が重要となります。そのために必要となる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、まずは「予防」、次に「医療」「介護」、それらを取り巻く「生活支援」「住まい」の 5 つの構成要素につなげていくよう施策を展開していきます。

2 施策体系図

【基本理念】



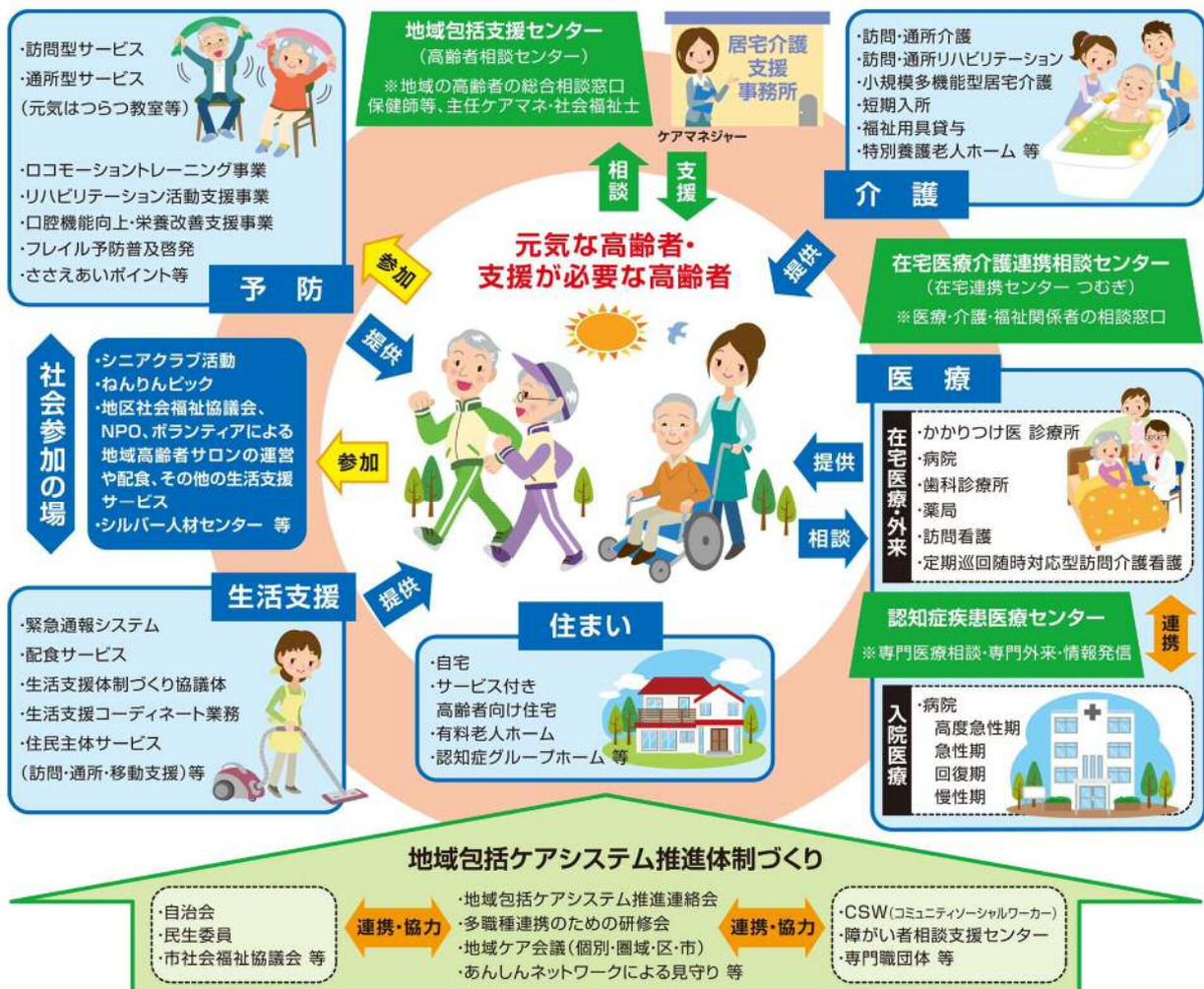
※下線部分…重点施策

3 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

高齢者が介護や支援が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、「予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。また、令和 7（2025）年には団塊の世代が 75 歳に達することや、認知症高齢者の増加、高齢者が抱える課題の複合化などに対処するため、各分野での連携体制のさらなる強化に取り組むことも必要です。

今後は、地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら、自立した日常生活を営むことができる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図っていきます。

【地域包括ケアシステムの姿】



6つの重点施策

重点施策1 自立支援、介護予防・重度化防止

静岡県の後期高齢者医療制度における医療費の3割は生活習慣病と「フレイル」（虚弱）に起因しています。住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、介護予防の必要性を認識し、自分自身ができること、したいことを大切にしながら取り組める活動を支援します。



- (1) 健康寿命延伸に向けたフレイル予防等の普及啓発
- (2) 地域の通いの場としてのロコモーショントレーニング事業の推進
- (3) 自立支援・重度化防止に特化した地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- (4) 要介護度の改善につながる取組の推進

重点施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、慢性疾患や認知症などの医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加することが見込まれるため、在宅医療と介護の一体的な提供体制を推進します。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
- (2) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発
- (3) 在宅医療・介護連携相談センター（在宅連携センターつむぎ）の運営

※ACPとは…もしもの時、自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むのかを自分自身で元気なうちから考え、周囲と話し合い、共有すること

重点施策3 認知症施策の総合的推進

令和7（2025）年には65歳以上の高齢者5人に1人が認知症になると見込まれています。予防をはじめ、認知症になってもできる限り自分らしく暮らし続けていけるよう、地域の見守り体制や専門機関による相談体制を充実させるとともに、医療と介護の連携を強化し、包括的に支援します。

- (1) 認知症に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 認知症の人・その家族への支援
- (3) 認知症の早期発見・早期対応
- (4) 認知症疾患医療センターの運営支援



重点施策4 介護サービスの充実・質の向上

安心して介護サービスが利用できるよう、介護施設の整備及びサービスの質の向上を図ります。

- (1) 特別養護老人ホーム改築への支援
- (2) 施設整備の推進
- (3) 介護事業所の育成・支援の推進
- (4) 介護給付等の適正化



重点施策5 サービス提供人材確保・定着・育成

要介護（支援）者の増加等に伴い、介護ニーズが高まる中、介護人材の確保が喫緊の課題として挙げられています。そのため、介護サービスや、総合事業及びインフォーマルサービスを担う人材の確保・定着・育成に向けた取組を実施します。

- (1) 多様な人材の確保・定着・育成の支援
- (2) 外国人人材の受け入れ環境の整備
- (3) 介護職の魅力向上の取組
- (4) 中山間地域介護サービス事業の推進
- (5) 離職防止・定着促進・生産性向上の推進



重点施策6 地域共生社会の実現に向けた事業の推進

高齢化の進展に伴う高齢者支援の多様化に対応できるよう、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、多機関多職種が連携協働して支援できる体制づくりを目指します。

- (1) 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力の強化
- (2) 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援

施策展開における視点 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、地震や水害、土砂災害等の大規模な災害が頻発していることに加え、新型コロナウイルス等の感染症対策が大きな課題となっています。災害や感染症発生時でも、サービス提供を継続できる体制を整備するため、平時からの事前準備を行います。

- (1) 高齢者施設や介護施設に対する施設整備補助の実施
- (2) 災害・感染症発生時における連携体制の構築
- (3) 感染症を含めた災害対応マニュアルの見直し

成果目標

区分	成果目標	単位	見込	計画値				備考
			R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
[重点施策1] 自立支援、介護 予防・重度化防止	健康寿命 (65歳時点での平均 自立期間：お達者度)	年	(H28) 男 18.57 女 21.60	延伸	延伸	延伸		お達者度（静岡県調査による、市の介護認定情報等をもとに算出した、65歳から元気で自立して暮らせる期間）
[重点施策2] 在宅医療・介護連携 の推進	人生の最終段階に受ける医療やケアの希望を家族等と共有している高齢者の割合	%	(R1) 9.9	—	—	15		プラン策定に伴う実態調査（全区分合計）結果による
[重点施策3] 認知症施策の 総合的推進	認知症サポーター 累計人数	人	56,100	59,600	63,200	66,900		高齢者福祉課調べによる「認知症サポーター」の累計人数
[重点施策4] 介護サービスの 充実・質の向上	入所・入居系施設 新規整備床数	床	36	0	18	18		認知症対応型共同生活介護の施設整備数
[重点施策5] サービス提供人材 確保・定着・育成	資格取得費用 助成人数	人	162	260	260	260		介護職員キャリアアップ支援による助成人数
[重点施策6] 地域共生社会の 実現に向けた事業 の推進	住民主体サービス 実施か所数	か所	11	14	17	20		高齢者福祉課調べによる「補助金を活用し、住民主体サービスを実施しているか所数」
[施策展開における視点] 災害や感染症対策 に係る体制整備	施設・事業所の事業継続 計画（BCP）の作成	%	20程度	60	80	100		高齢者福祉課・介護保険課調べによる作成率 作成済施設数÷全施設数

発行：浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

編集：健康福祉部 高齢者福祉課 TEL(053)457-2790

介護保険課 TEL(053)457-2862

発行日：令和3（2021）年●月

浜松市ホームページ

準備中

浜松市 高齢者プラン

検索